

## 議員の定数及び任期の取扱い(その2)について

議員の定数及び任期の取扱い(その2)について、次のとおり提出する。

平成16年6月24日提出

大野郡5町2村合併協議会  
会長 芦刈幸雄

### 議員の定数及び任期の取扱い(その2)について

- 1 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第91条第1項の規定による議会議員の定数は、26人とする。
- 2 新市の議会議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年3月29日法律第6号)第6条第1項の規定を適用し、31人とする。また、新市の設置後最初に行われる選挙に限り、関係町村の区域ごとに選挙区を設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

三重町の区域	11人
清川村の区域	3人
緒方町の区域	4人
朝地町の区域	3人
大野町の区域	4人
千歳村の区域	3人
犬飼町の区域	3人

平成16年7月22日確認

大野郡5町2村合併協議会